

平成27年10月5日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿
内閣府大臣官房番号制度担当室
室長 向井 治紀 殿

全国青年税理士連盟
会長 福島 重典
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン401号
電話 03-3354-4162

社会保障・税番号制度についての意見

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、当連盟において、当年10月から国民一人一人に12桁の個人番号が通知され、来年1月から社会保障、税、災害対策においてその通知された個人番号が活用される「社会保障・税番号制度」(以下、番号制度)について検討し、番号制度の根本論だけでなく、税分野において緊急性と重要性が高いと考えられる下記事項につき取りまとめを致しました。つきましては、貴殿におかれましても番号制度について国民の理解がより得られるよう、継続して議論及びご検討を頂くようお願い申し上げます。

1. 社会保障・税番号制度の実施を遅らせるべき

番号制度について、テレビCMや報道等により「マイナンバー」として言葉の認知度は高まりつつあるが、一方その理解度は未だ低く、この現状において平成28年に運用を開始した場合、混乱が生じることは容易に想像できる。そのため、制度スケジュールを早急に見直し、まずは、国民の懸念を払拭すべきである。また言うまでもなく、個人番号を取り扱う民間事業者への実務的周知はもちろんのこと、過度な事務及び費用負担を強いしない配慮も忘れてはならない。

2. 番号制度の運用が始まっていない時点において利用を安易に拡大してはならない

税と社会保障の共通番号の利用範囲を広げる改正マイナンバー法が先月3日、衆院本会議で可決、成立した。さらに、改正マイナンバー法成立した直後には財務省案としていわゆる「日本型軽減税率」案が出され、個人番号カード所有ありきで、買い物をする都度に番号が記載されたカードをレジで提示するような方式も示された。

しかし、番号制度の運用が始まっていないにも拘わらず、利用範囲を際限なく拡大することや利用範囲の拡大案が出てくることに危惧を覚える。また、日本年金機構における個人情報流出事案を発端としたセキュリティ対策の希薄、その解決策が明確になっていない現状において、利用範囲を拡大することは、個人番号を保有する事業者が増加することに伴い、情報流出リスクが高まる上、流出すればその被害は計り知れない。

まずはセキュリティの確保を最優先とし、また、同時に番号制度本来の目的に立ち返り、国民がマイナポータルなどの手段により、自らの個人番号に関する利用記録の閲覧などが

できること、即ち、適切に国民が番号を管理することが保障される運営体制を整えた上で、利用拡大を検討すべきである。

3．マイナポータル設置は選択制にすべき

マイナポータルへのアクセス方法は、「なりすまし」防止のため電子証明書とパスワードの組み合わせでパソコン、タブレット、スマートフォンからアクセス利用することになる予定である。しかし、パソコンやスマートフォンを持たない高齢者やICカードリーダーの普及率から考えれば、マイナポータル利用者は限定されると考えられる。そこで、マイナポータルを利用しない者の情報漏えいのリスクを排除するため、マイナポータルの設置は選択制にすべきである。

また、マイナポータルを利用し、いわゆる記入済み申告制度の導入も学識有識者や民間機関等で議論・検討されているようであるが、利便性のみを追及するのではなく、申告納税制度の理念を損なうことなく、納税者の自主的な申告という制度の根幹を歪めない制度設計でなければならない。

4．番号制度に課税の公平を求めべきではない

政府は課税の公平、税務行政の効率化・高度化をより一歩進めるため、番号制度導入に踏み込んだ。また、近年においては、金融所得を一体的に課税する制度を構築するためには、番号制度が必要不可欠であるといわれている。

しかし、番号制度の導入によって、納税者全ての正確な所得捕捉が完全に行われるわけではない。例えば、給与所得者と比べ捕捉率の低いといわれる事業所得者について、所得を漏れなく把握するためには、売上金額と仕入金額等を正確に捕捉する必要がある。ところが、いくら番号制度が導入されたとしても課税当局が入手する情報は直接的ではなく、間接的な捕捉である以上、一定の効果しか見込めない。従って、課税の公平は真に国民のための租税制度の改善によって求められるべきである。

5．番号法第19条12号及び関連する法令を見直しすべき

番号法第19条12号には、各議院審査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査、その他政令で定める公益上の必要がある場合は、調査等を制限することなく行うため、提供制限の例外とするものであるとある。ここにある要件の前段部分について異論はない。しかし、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」に問題がある。

公益上の必要があるときとは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第26条の別表に掲げられており、8「租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき」とある。つまり、国税通則法第74条の2等に規定される任意調査においてまでも番号情報提供制限の例外にすることは拡大も甚だしい。

さらに、番号法第19条12号については、番号法53条の規定により番号法第50条（特定個人情報保護委員会の指導及び助言）51条（特定個人情報保護委員会の勧告及び命令）52条（特定個人情報保護委員会の報告及び立入検査）の規定が適用除外になる。

この適用除外については犯則事件等に限定されているとはいえ、特定個人情報保護委員会が一切関知できない「聖域」があることは国民主権の観点から問題である。

以上により、番号法第19条12号及び関連する法令を見直すべきである。

6．個人番号が記載される書面の様式を再度検討すべき

現在、行政サービスの提供を受ける際はもちろんのこと、金融機関等において借入をす

る際、不動産を賃借する際、裁判資料等において個人の所得証明するため、給与の源泉徴収票や確定申告書の写しを利用する実務慣習がある。

確かに、10月2日付で所得税法施行規則が一部改正され、給与所得の受給者に交付する源泉徴収票について個人番号の記載は不要となった。

しかし、現在国税庁で検討されている確定申告書や支払調書等（10月2日付で改正された様式以外）の様式においては、個人情報の安全性が配慮されておらず、これでは本人自ら個人番号を流出させてしまうことになり本末転倒である。従って、個人番号が記載される全ての書面様式の改定し、控用・本人交付用には個人番号の記載は不要とするなど、実務慣習に十分に配慮すべきである。

以上